

男鹿市告示第 27 号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 5 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税減免取扱要綱（令和 2 年告示第 55 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減免の対象となる世帯及び減免額)</p> <p>第 2 条 減免の対象となる世帯及び減免の額については、条例に規定するほか、令和 2 年 5 月 1 日付け、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に定める「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」及び令和 3 年 3 月 12 日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」及び令和 4 年 3 月 14 日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険</p>	<p>(減免の対象となる世帯及び減免額)</p> <p>第 2 条 減免の対象となる世帯及び減免の額については、条例に規定するほか、令和 2 年 5 月 1 日付け、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に定める「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」及び令和 3 年 3 月 12 日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」及び令和 4 年 3 月 14 日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険</p>

改正後	改正前
<p>料（税）の減免等について」<u>及び令和5年2月10日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて」</u>（以下「通知」という。）によるものとする。なお、通知中の「主たる生計維持者」とは国民健康保険の世帯における世帯主とする。ただし、恒常的に世帯主より所得が多いことを理由として申請者より世帯主以外が主たる生計維持者である旨の申請があったときは、この限りでない。</p>	<p>料（税）の減免等について」（以下「通知」という。）によるものとする。なお、通知中の「主たる生計維持者」とは国民健康保険の世帯における世帯主とする。ただし、恒常的に世帯主より所得が多いことを理由として申請者より世帯主以外が主たる生計維持者である旨の申請があったときは、この限りでない。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。